

当院において厚生労働大臣が定める
施設基準に適合しているものとして
九州厚生局に届け出た項目

- ◆ 精神療養病棟入院料
- ◆ 精神入院基本料（15対1）
- ◆ 療養病棟入院基本料2
- ◆ 薬剤管理指導料
- ◆ 精神科作業療法
- ◆ 精神科シヨートケア（小規模なもの）
- ◆ 精神科デイケア（小規模なもの）
- ◆ 看護補助加算3
- ◆ 精神科身体合併症管理加算
- ◆ 療養病棟療養環境加算1
- ◆ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ◆ 診療録管理体制加算3
- ◆ データ提出加算
- ◆ CT撮影及びMRI撮影
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◆ 入院ベースアップ評価料（18）

保険医療機関及び入院基本料に関する事項

1、当院は、九州厚生局長に届出を提出した保険医療機関です。

2、精神療養病棟 北1病棟 精神療養病棟入院料

当病棟では、1日につき10人以上の看護要員(看護師及び准看護師、看護補助者)が勤務しています。

日勤 8:30～17:00 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

夜勤 16:30～翌朝8:30 看護職員及び看護補助員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

3、精神科病棟 北2病棟 精神入院基本料(15:1)

当病棟では、1日につき14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

日勤 8:30～17:00 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

夜勤 16:30～翌朝8:30 看護職員1人当たりの受け持ち数は35人以内です。

4、精神科病棟 北3病棟 精神入院基本料(15:1)

当病棟では、1日につき14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

日勤 8:30～17:00 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

夜勤 16:30～翌朝8:30 看護職員1人当たりの受け持ち数は33人以内です。

5、精神療養病棟 南1病棟 精神療養病棟入院料

当病棟では、1日につき10人以上の看護要員(看護師及び准看護師、看護補助者)が勤務しています。

日勤 8:30～17:00 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

夜勤 16:30～翌朝8:30 看護職員及び看護補助員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

6、療養病棟 南2病棟 療養病棟入院基本料2

当病棟では、1日につき8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と8人以上の看護補助者が勤務しています。

日勤 8:30～17:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

看護補助者1人あたりの受け持ち数は12人以内です。

夜勤 16:30～翌朝8:30 看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

7、入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)

入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

8、入院診療計画、院内感染防止対策、栄養管理体制、医療安全管理体制及び褥瘡対策

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し

7日以内に文書によりお渡ししています。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

9、当院においては、患者様の負担による付き添い看護は行っていません。

10、看護職員の負担軽減及び、処遇改善の取り組みを行っております。